

出水市病院事業公告第9号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和2年11月27日

出水市病院事業管理者 鮫島幸二

業務発注部署	出水総合医療センター事務部総務課
業務名	出水市病院事業院内保育所管理運営業務
業務概要	<ol style="list-style-type: none">業務内容 本業務は、出水総合医療センター内に院内に設置する保育所の管理及び運営業務です。業務仕様 別紙「出水市病院事業院内保育所管理運営業務仕様書」のとおり契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで (令和3年3月31日までは準備期間とする。)履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
参加資格	<p>本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">法人等を設立して5年以上経過しており、認可保育所又は認可外保育施設(定員19人以上の保育施設に限る。)の管理運営(業務委託契約による受託管理運営を含む。以下同じ。)の実績を5年以上有する者。九州管内に本社又は営業所等の事務所を有する法人等であって、当医療センターの要請に対して早急な対応が可能であること。地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。参加表明書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱(平成20年出水市告示第69号)第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。公告日から契約締日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成20年出水市告示第70

	<p>号) 第3条の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。</p> <p>(6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでなく、財政状況及び損益状況が良好であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされていない者であること。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条の暴力団をいう。）、暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員等でないこと。</p> <p>(9) 本企画提案において、参加者又は構成員として複数の参加申込みをしていないこと。</p>
担当部署	<p>〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地</p> <p>出水総合医療センター事務部総務課総務企画係</p> <p>電話 0996-67-1611（内線1230）</p> <p>FAX 0996-67-1661</p>
実施要領等の交付期間、場所及び方法	<p>1 交付期間 公告日から令和2年12月24日（木）午後5時15分まで</p> <p>2 交付場所及び方法 出水総合医療センターホームページからダウンロード</p>
参加表明書、企画提案書等の提出期限、場所及び方法	<p>1 提出期限</p> <p>(1) 参加表明書 令和2年12月8日（火）午後5時15分</p> <p>(2) 企画 提案書等 令和2年12月24日（木）午後5時15分</p> <p>2 提出場所及び方法</p> <p>(1) 提出場所 担当部署に同じ</p> <p>(2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。） 郵送の場合は、提出期限までに担当部署へ到着したものに 限る。</p>
その他	<p>1 企画提案書等の取扱い</p> <p>(1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しません。</p> <p>(2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがありま</p>

す。

- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しません。

2 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。
- (5) 見積金額が事業上限額を超えているとき。

3 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めません。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、当医療センターが本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとします。
- (4) 提出された参加表明書、企画提案書等は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）の規定に基づく公文書の開示請求の対象となります。
- (5) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (6) 電子メール等の通信事故については、当医療センターは、いかなる責任も負いません。
- (7) 詳細は、「出水市病院事業院内保育所管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」によります。